

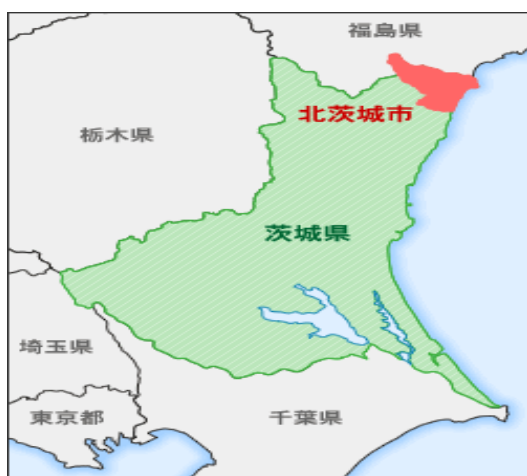
事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の概要

昭和31年に7つの町が合併し県下15番目の市として誕生した北茨城市は、茨城県の最北端に位置し、南は高萩市、北は福島県いわき市と接しており、特に県境を越えた福島県いわき市との関係は商圏等で密接である。また、市の総面積の約80%は山林で、東部は低地で海岸に面し、市内を流れる大北川、里根川などの流域には、豊かな平坦地がひらける。古くから農業や漁業を中心に栄えたが、江戸後期に石炭が発見され、常磐炭田の中核として一時は活況を呈した。昭和35年以降エネルギー転換のため次々に閉山となったが、現在では、製造業を中心とした6つの工業団地を抱えた工業地帯として飛躍的な伸展を見せている。

主な交通幹線は、鉄道、自動車ともに首都圏と東北地方を結び、本市を縦断するJR常磐線、国道6号線、常磐自動車道に沿って整備されており、これによって、日立市、高萩市、いわき市などとも結ばれている。また、市内にはJR常磐線の南中郷駅、磯原駅、大津港駅の3駅と、常磐自動車道の北茨城ICを有し、交通の要となっている。国道6号線東京方面から一路北上すると、水戸市内から北茨城市まで一般道で約2時間、常磐自動車道三郷ICから高速道で約1時間30分である。



(2) 地域の災害リスク

①地震

首都圏での直下型の地震（マグニチュード7級）の発生については、大陸プレート、フィリピン海プレート及び太平洋プレートが互いに接し、複雑な応力集中が生じていることなどから、ある程度の切迫性を有していることがあきらかにされている。

本市に大きな災害をもたらす想定地震は「F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地地震断層の連動による地（以下「F1断層などの連動地震」という）である。及び「茨城県沖から房総半島沖にかけての地震」である。東日本大震災による被害規模は以下の通りである。

北茨城市の東日本大震災における被害規模

死者	5人	全壊	432棟
行方不明	1人	半壊（大規模半壊含）	2,224棟
負傷者	188人	一部損壊	5,981棟
うち重症	1人	床下浸水	119棟
うち軽症	187人	非住家被害	2,425棟
避難所生活者数	5,000人超	火災	1件

「F1断層などの連動地震」による被害は地震の揺れとそれに伴う火災によるものが多く、市内の最大震度は7と予測されている。また、「茨城県沖～房総半島沖の地震」による被害は津波によるものが多い。

この二つの想定地震による市内の予測被害量は次のとおりである。

想定地震による被害の概要

項 目		F1断層などの 連動地震	茨城県沖～ 房総半島沖の地震
建物被害 (冬の18時)	全壊・焼失	2,300棟	1,500棟
	半壊	4,100棟	1,800棟
人的被害 (冬の深夜)	死者	110人	10人
	負傷者	740人	20人
	うち重症者	120人	10人
ライフライン 被害 (地震直後)	電力(停電率)*1	97%	83%
	上水道(断水率)*2	99%	85%
	下水道(機能故障率)*3	97%	100%
	固定電話(回線不通率)*4	97%	84%
避難者 (冬の18時)	当日	6,900人	8,500人
	1週間後	11,000人	3,800人
	1ヶ月後	9,300人	4,900人
災害廃棄物	災害廃棄物	330,780トン	185,510トン
	津波堆積物	—	154,320トン

\*1 停電率とは電灯軒数に対する停電軒数の割合を指す。

\*2 断水率とは、給水人口に対する断水人口の割合を指す。

\*3 機能支障率とは、下水道の処理人口に対する機能支障人口の割合を指す。

\*4 不通回線率とは、固定電話の回線数に対する不通回線数の割合を指す。

## ②津波

茨城県では、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づき、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を想定した浸水予測を実施し、平成24年8月に公表している。この想定では、平成23年に発生した東北地方太平洋沖津波の再来と「茨城県沖～房総半島沖の地震」の二つの津波の予測結果を重ね合わせて最大となる浸水域と浸水深を想定している。

## ③水害

県管理河川で県知事が水防警報を行う大北川・花園川は、水防法に基づく推移周知河川に指定されており、浸水想定区域が指定されている。

北川・花園側浸水想定区域は、想定最大規模の大雨（大北川・花園川の流域に2日間雨量で805mm、ピーク時の1時間に109mm）による外水氾濫の想定で、大北川・花園川沿いの低地において最大10m以下の浸水が予想されている。また、近年は、いわゆるゲリラ豪雨等の短時間降雨による被害も予想され、浸水被害の対策が重要となっている。

## ④暴風

台風や発達した温帯低気圧による暴風や高波は、数値予報の改善により比較的高精度に予報できるようになっているが、市街地はもちろん海岸部での高波の備えや農地等における対策を講じることが必要である。また、海岸部では高潮の発生も予想される。

## ⑤竜巻・落雷

竜巻や落雷については、主に発達した積乱雲から発生する現象であり、これらの発生については、現在は、数値予報により積乱雲が発生しやすい状況を予測することは可能であるが、発生時刻や場所を特定した予報は難しい状況にあるため、普段からの備えとともに、適切な避難等を講じることが必要である。

## ⑥土砂災害

本市には、土砂災害危険箇所・山地災害危険地区として、がけ崩れが188か所（急傾斜地崩壊危険箇所172、山腹崩壊危険地区16）、土石流が43か所（土石流危険渓流14、崩壊土砂流出危険地区19）、地すべりが9箇所（地滑り危険箇所5、地滑り危険地区4）指定されている。大北川流域では、約30年前に磯原町本町地域において多雨による排水状況が追い付かずに浸水した経緯がある。近年の自然災害特に集中豪雨による河川氾濫の危険は想定外の実態によりいつでも起こりうる事案である。東日本大震災時には大津漁港、国道6号沿い地域、磯原地域河川区域等では、津波による浸水被害が発生した。今後、同等の規模の地震が発生した場合も想定を超えるものと考え行動することが必要である。

また、すべての土砂災害危険箇所が土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定されている。

これらの箇所は大雨等による土砂災害が予想されることから、危険箇所の整備とともに、市民等への周知など、災害予防策を講じることが必要である。

土砂災害危険箇所等の状況

種 類	区 分		箇所数	土砂災害	土砂災害
				警戒区域指定	特別警戒区域指定
土砂災害 危険箇所	急傾斜地 崩壊危険箇所	I	101	101	96
		II	70	70	68
		III	1	1	1
	土石流危険渓流	I	6	6	4
		II	8	8	8
		III	0	—	—
	地すべり危険箇所		5	5	—
山地災害 危険地区	山腹崩壊危険地区		16		
	崩壊土砂流出危険地区		29		
	地すべり危険地区		4		

※区分：Iは、被害想定区域に公共的建物があるか又は人家数が5戸以上、IIは1～4戸、IIIは0戸

## ⑦感染症

首都圏を中心に新型コロナウイルスによる猛威が広がっているが、本市も他地域同様事業所に対する営業自粛要請、茨城県からの夜間外出自粛要請等で飲食店や宿泊業などを中心に売上の減少や予約のキャンセルなどで相当の影響を受けており事業継続が困難な場合、廃業・倒産・法的整理が今後本市でも増加すると可能性が高い。

新型コロナウイルスと同様新型インフルエンザも国民の大部分が免疫を獲得しておらず、急速な蔓延により事業者だけではなく多くの地域市民の生命及び健康に重大な影響を及ぼしかねない。まず、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を施した新しい生活様式の導入と事業所店舗環境の向上、PCR検査の利便性の向上及び費用負担の低減、そして医療機関の感染者の受け入れ態勢の充実といった策を複合的に講じる必要がある。

### (3) 商工業者の状況

・商工業者数 1,705事業所 ・小規模事業者数 1,234事業所

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	209	206	市内各地に広く分布する。
製造業	253	179	市内各地に点在するが大手中堅は工業団地に集中する。
卸売・小売業	435	293	JR磯原駅以南中郷地区に多く点在する。
飲食・宿泊業	201	129	飲食業はJR磯原駅以南中郷地区に多く点在し、宿泊業は海岸沿い浸水区域に多く点在する。
サービス業	607	427	市内に広く分布する。
合計	1,705	1,234	

※平成26年経済センサス基礎調査より算出

#### (4) これまでの取組

##### ①北茨城市の取組

北茨城市地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び北茨城市防災会議条例第2条に基づき、北茨城市防災会議が作成する計画であって、北茨城市・茨城県及び防災機関や公共的団体その他市民がその有する全機能を発揮し、市域における防災に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

本計画は、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震等の教訓や首都直下地震の被害想定等を踏まえ大規模地震を想定した防災対策の確立を図るために平成21年3月に改定した。

その後東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会での議論を踏まえ、国の災害対策基本法が平成24年6月（第1弾）に、平成25年6月（第2弾）に改正され、それに伴い防災基本計画が修正された。これを踏まえ、市地域防災計画も平成26年3月、続いて平成31年3月に改定した。

その後、平成30年3月に「北茨城市業務継続計画（震災編）」が策定され、令和3年度中には「北茨城市国土強靱化地域計画」を策定する予定となっている。

災害に対する対応を分かりやすくするためこれまでの地震、風水害といった災害別の構成を改め、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画の構成を基本とし、必要に応じて、災害特性に応じた項目を設定し、毎年改訂を加え必要があると認めるときは、これを市防災会議において修正する。

#### 1) 防災計画の策定

本計画では、災害に対する対応を下記の構成により設定する。

##### 計画の構成

項目	主な内容	備考
総則	計画の目的、災害環境、関係機関の業務大綱等	
災害予防計画	防災体制の整備・強化、防災意識の啓発等、災害の防止、減災に向けた事項	基本的な事項については、共通編として取りまとめ、災害特性に応じ必要な事項を、地震・津波、風水害等の項目を設けて示す。
災害応急対策計画	災害発生以降に講じるべき防災体制、情報の収集、連絡体制の整備、避難誘導、避難生活支援等、災害発生に伴い必要となる事項	
災害復旧・復興計画	応急対策以上の復旧復興に向けた措置に関する事項	
原子力災害対策計画	原子力災害発生時において市及び市民が講じるべき対策に関する事項	茨城県地域防災計画をもとに、市及び市民がとるべき対応策を徹底する。

#### 2) 防災体制の整備

・総合防災訓練は、災害時における迅速かつ的確な活動の構築と相互の協力体制を強化し、市民の防災に対する基本的知識とさらなる意識の高揚につなげるため毎年1回実施している。

・20団体程度の自主防災組織の活動を支援し、未結成地区については組織設立を促している。

・防災体制の整備については継続して充実を図っている。

#### 3) 防災基盤の整備

・防災行政無線について「音声がかえにくい」というような声に対し、現地調査体制等を継続し改善を目指している。

・津波避難路である都市計画道路北町・浜田線及び北町・関本中線の整備を復興創生期間内の完成を目指して進めていくことで、東日本大震災を教訓とした防災基盤と防災体制の整備に努めている。

・通信機能においては災害時優先電話が3回線、消防本部庁舎に3回線あり、無線の専用防災電話が利用可能となっている他茨城県防災無線は動報系、移動系とも72時間利用可能となっている。

#### 4) 治山・治水対策の推進

- ・現在、茨城県による土砂災害警戒区域等の見直しが行われており、これに合わせ洪水ハザードマップ（土砂災害部分）を以前のものより改定する計画で進んでいる。
- ・急傾斜地崩壊危険個所について、茨城県が実施する工事の費用を一部負担し、市民生活の安全を守っている。

#### ②当商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知及びBCP策定セミナーの周知  
小規模事業者に対して災害発生時への備えの必要性を認識・理解させていくために新たな防災や減災に取り組む小規模事業者への専門家派遣について周知を行うとともに、上部団体等関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理やBCP策定に関するセミナーに関して市内の小規模事業者等への周知を行っている。
- ・損害保険の周知と加入促進  
全国商工会連合会では中小企業PL保険制度、ビジネス総合保険制度、海外PL制度、全国商工会情報漏えい保険、業務災害補償プラン、商工会の休業補償制度等について各損害保険会社と業務提携し、制度運営や普及の促進を行っている。また、小規模事業者に対する火災・地震などのリスクヘッジ対策として茨城県火災共済協同組合及び茨城県商工会連合会等と連携した普及や加入促進を行っている。
- ・災害発生時の市行政への状況報告及び情報の提供と実態の把握  
災害発生時に市内の商工業者の被害状況を電話等にて把握し、各状況と被害件数等を詳細に係する市部課に報告し連携した支援体制をとっている。
- ・相談窓口の設置  
持続化給付金、一時及び月次支援金、営業時間短縮要請協力金、資金調達、事業再構築補助金等補助金申請等に関して予約制での相談受付を営業時間内に常時行っている。

#### II. 課題

現状では、緊急時の取組みについて緊急避難警報等に対応する即時避難や業務における重要等物品の一時避難などに留まり、北茨城市及び商工会が連携して協力体制を構築し具体的な体制やマニュアルを整備していない。加えて、平時・緊急時の対応に備え、各人が行動に移せるノウハウも十分に持ち合わせていない。

今般、新型コロナウイルス感染拡大防止への新たな対策が従来に加えて必要となる。あらゆる業種が影響を受け、被害損失も過大となることが予想され、現下、感染終息にも目途がたない状況下では対策を講じるには難しい状況であるが、企業の事業活動、地域経済の停滞を及ぼし、自身、従業員・家族などへの感染リスクに伴う命の危険に対し、万一の場合を想定し方向性を確立する必要がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大期に備えてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要を周知するなどが必要である。

#### III. 目標

##### (1) 自然災害

- ・北茨城市内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前の対策・対応策の必要性を周知する。  
発災後は被災企業の情報収集や支援メニューの紹介方法を確認し、事前の対策・対応策の必要性を周知する。
  - ・発災時・非常時における連絡・共有体制を円滑に行うため、当会と北茨城市との被害情報報告ルートを再構築し具現化を図る。
  - ・発災後速やかな復興支援策が行えるようまた北茨城市内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から講ずる。
  - ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
- 事業継続力強化計画 認定3社/年

## (2) 感染症

- ・茨城県や北茨城市などの行政や、茨城県商工会連合会からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- ・商工会内に感染者等が発生した場合、日立保健所等への報告や事務所内への入館制限・消毒等についてあらかじめ当会独自のBCPに盛り込んでおく。
- ・消毒液や体温測定器の設置など感染予防対策を講じた上での来客者の対応や、Line、Teams、Zoom等を活用した非接触型システム等を活用した相談窓口体制など、感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年 8月 1日～令和8年 3月31日）

### II. 事業継続力強化支援事業の内容

#### (1) 事前の対策

本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対応策に取り組めるようにする。

災害時に非常時優先業務を遂行するためには、職員の確保とともに、事務所や電力等の執務環境に係る施設機能の確保が必要である。このため、事務所の施設機能について、現状や被災による影響及び課題を分析し、業務継続のために必要な対策を検討する。このため、事務所の施設機能について、現状や被災による影響及び課題を分析し、業務継続のために必要な対策を検討する。

#### ①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・会員事業所に対し、災害リスクに関するアンケート調査を実施し、現状の把握と併せて災害リスクの周知を図る。
- ・専門家を招聘し、具体的な事例をもって普及啓発セミナーや当市における施策の紹介や損害保険制度の説明等を実施する。

#### 商工会議所・商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

財産のリスク	・火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償 ・自動車運行に伴う事故の賠償補償
休業のリスク	・事業主・従業員の休業所得補償 ・災害に伴う営業損失補償
経営のリスク	・取引先の倒産に伴う債権回収が困難になった場合の備え ・事業主、家族、従業員のけが、病気、がん等への備え ・廃業・退職後の生活資金積み立て ・従業員の退職金積立
自動車のリスク	・自動車運行に伴う事故の賠償補償
賠償責任のリスク	・製造者責任（PL）・情報漏えい等に関する賠償補償
労災事故のリスク	・業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任保険

- ・会報や市広報並びにホームページ等において、国・県の施策紹介や災害リスク対策の必要性、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の事例紹介を行う。
- ・事業者に対し、事業者BCPの策定に伴う実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言等を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

## ②商工会自身の事業継続計画の作成

当商工会は令和3年度にBCPを策定。以後、必要に応じて改訂を行う。

## ③関係団体等との連携

- ・上部団体の茨城県商工会連合会、隣接する高萩市商工会及び日立市十王商工会と連携し、発災後必要に応じて業務に対して臨時的に支援を募る。なお、北茨城市商工観光課とも同様とする。
- ・茨城県火災共済協同組合と連携し、地域内事業者に対し普及啓発セミナーや万が一に備え損害保険の紹介説明会を実施する。
- ・感染症に関しては収束時期が予測しづらいこともあり、対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付休業補償など）の紹介等を実施する。
- ・近隣商工会（高萩市商工会・日立市十王商工会）とBCPや新型コロナウイルス感染対策に関するセミナーの共催を依頼する。

## ④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP当取組状況を確認する。
- ・事業者BCP策定支援の進捗につき、経営指導員等が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどのフォローを行う。

## ⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・避難訓練、安否確認訓練、事業継続に係るバックアップの手順を確認する。
- ・自然災害が発生したと仮定し、北茨城市との連絡ルート等の確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

## （２）発災後の対策

下記の手順にて地域内の被害状況を把握し、当市担当課並びに関係機関へ連絡する。

### ①大規模災害

#### １）応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内にすべての職員（臨時職員を含む）の安否確認を行う。安否確認はアプリを搭載したスマートフォン等を利用して行い、発災後の業務従事に支障があるかどうかについても確認する。また、自宅等近隣の状況把握と情報共有も併せて行う。（以下「安否確認システム」と表記する。）
- ・被害状況等を当商工会及び当市担当部課並びに茨城県商工会連合会とも共有し、速やかに県担当課へ情報提供を行う。

#### ２）応急対策の方針決定

- ・当商工会と当市担当課において、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針決定を行う。職員自身が身の危険を感じた場合は安全確保をし、警報等解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の、命令指揮系統等の序列、役割分担を決定しておく。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に北茨城市及び茨城県商工会連合会と情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・ 被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談窓口の設置</li> <li>②被害調査</li> <li>③経営課題把握</li> <li>④復興支援業務</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談窓口の設置</li> <li>②被害調査</li> <li>③経営課題把握</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目立った被害の情報がない。</li> </ul>	特に行わない

### 3) 被害情報の共有

当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

地震・水害等	連絡の頻度
発災後～1週間	1日に3回情報共有する
1週間～2週間	1日に2回情報共有する
2週間～1か月	1日に1回情報共有する
1か月以降	1週間に1回情報共有する

- ・ 職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報等の解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

### ②感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

#### 1) 管内事業者に対するリスクの周知

発生国の経済状況や工場の稼働状況等、今後北茨城市管内事業者の経営に与えるリスクについて周知する。当会が支援する小規模事業者等に対するBCPにおいては新型コロナウイルスのような感染症が蔓延することを前提に以下の切り口で事前の対策を徹底するように指導することが肝要である。



【小規模事業者等の発生事後対策】

～国内で感染者が発生し社内でも感染者が発生・自粛要請の場合～

	ヒト	モノ	カネ	情報
① 国内で 感染者 発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の健康管理の徹底（出勤時の検温、症状が見られる場合は自宅待機等）</li> <li>・勤務形態、業務の見直し（時差出勤、テレワーク、交代出勤の実施。リモート上での会議及び顧客訪問の実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクの支給、社内消毒、換気の強化</li> <li>・テレワーク機材導入</li> <li>・需要減少に対応するビジネスモデルの修正</li> <li>・転換の実施（飲食：テイクアウト、デリバリー、通販等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の資金繰りの精査</li> <li>・よらず支援拠点や商工団体への使用可能な支援策の相談</li> <li>・公的金融機関（危機対応融資等）の活用</li> <li>・金融機関に対する既存債務の猶予・条件変更や、新たな運転資金の相談</li> <li>・公的支援策（各種給付金、助成金等）の申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅勤務者との定期連絡と情報共有</li> <li>・テレワーク時の情報漏洩に関する注意喚起</li> </ul>
↓				
② 社自 内粛 感要 染請 者時 発 生 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策本部の設置（人事、産業医、保健師も加える）</li> <li>・休業の検討・実施（機関、休業中の体制等）</li> <li>・ハローワークへの相談（雇用調整の検討・実施〈対象者、休業手当支給、期間等〉）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当座の運転資金確保</li> <li>・公的助成金、自粛協力金、公共料金減免等の申請</li> <li>・雇用調整助成金の申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客や取引先に対する休業の連絡</li> <li>・（休業中）定期的に HP、SNS 等による近況報告</li> </ul>

※中小企業庁「事業継続力強化計画策定の手引き」 R3. 4. 5 版 (p. 64)

2) 事業者の被害状況の確認

- ・北茨城市は来庁または問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 情報の共有

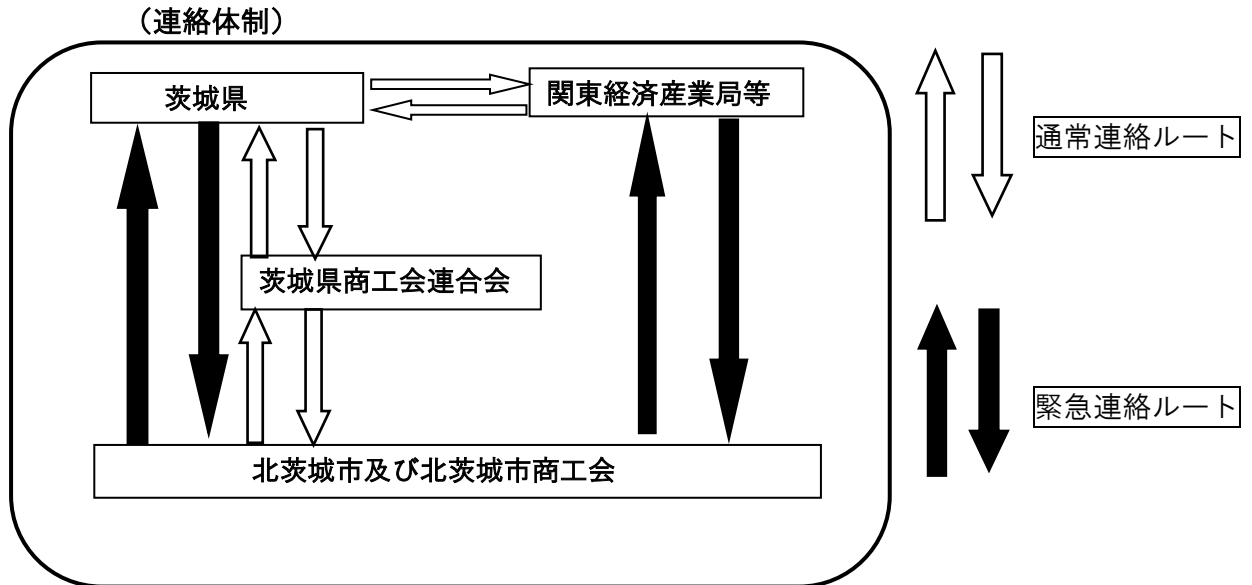
パンデミック	連絡の頻度
海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に2回共有する
国内感染期	1日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に2回共有する

4) 被害情報の報告

- ・当会と北茨城市で情報を共有したうえで、当市においては茨城県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては茨城県商工会連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・事前災害による二次災害を防止するため、被害地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と北茨城市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当会と北茨城市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会または北茨城市より茨城県へ報告する。



(被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

(様式第4-13) 産業戦略部関係団体の被害状況

被災地 被災日 ※ 該当する項目に○を付して、報告願います。	団体等名 担当者 電話番号
--------------------------------------	---------------------

○関係団体の被害の概要

人的被害	物的被害	その他
※職員、役員等の被害の被害を記述	※所有土地、設備、設備、商品等被害の被害を記述	※定規以外の被害の概要(例えば、直接的な被害が無くても、関連企業等に被害を受けたことにより、流通経路に被害が発生した場合など)

○被災中小企業者の被害状況詳細(関東経済産業局への報告を想定したもの)

No	所在地	被災中小企業者の概要				事業用資産の被害状況											
		被害種別	事業所名	業種	従業員数(人) * 労働者	資本金(千円)	土地		建物		機械設備		商品、原材料、仕掛品等		被害額(千円) b	従業員時被害額(千円) b/a	
							面積(m <sup>2</sup> )	被害額(千円)	用途	面積(m <sup>2</sup> )	被害額(千円)	種類	被害額(千円)	種類	被害額(千円)		
計							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1 被害額は以下の区分による  
 A: 事業用建物等の延床面積の40%以上につき破壊、壊滅、喪失又は消失したもの。  
 B: 事業用建物等の延床面積の30%以上80%未満につき破壊、壊滅、喪失又は消失したもの。  
 C: 事業用建物等の延床面積の10%以上30%未満につき破壊、壊滅、喪失又は消失したもの。事業用建物等の延床面積の50%以上につき浸水30cm以上1m未満のもの。  
 D: AからCに該当しない被害  
 2 従業員数は従業員、役員、専業主業者を含む。  
 3 事業用資産の被害額は次の基準により算定するものとする。  
 ・土地、建物等については時価による取戻金とする(土地については築地費、地租土砂防除費等とし、建物等については資材費、増築費及び改良費等とする。)。ただし、復旧が困難または不適当であると認められるときは、被災前の時価から被災後の残存価値を控除した額とする。  
 ・機械設備等については、耐用年数に以下に定める残存価値率を乗じて時価を算定し、これに以下に定める被害率を乗じた額とする。  
 ・商品在庫等については、販売売上高等に以下に定める一定の在庫率を乗じて在庫価値を算定し、これに以下に定める一定の被害率を乗じた額とする。

### (4) 応急対策時の北茨城地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、北茨城市と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、北茨城市内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談相談窓口の開設等を行う。

### (5) 北茨城市内小規模事業者に対する復興支援

- ・茨城県及び北茨城市行政の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当地域の職員だけでは対応が困難な場合には、他の被害が比較的少ない地域からの応援派遣等を北茨城市・県連合会等に相談する。

### (6) 当会及び北茨城市における業務継続計画の方針

- ・大規模災害発生時には、住民の生命、身体及び財産を保護するため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務を最優先する。
- ・発災からおおむね3日間（72時間）は「住民の生命を保護する」ことに重点を置く。そのため、生命保護に必要な業務、行政機能の維持に必要な業務以外の通常業務はいったん休止、縮小を図る。
- ・優先業務は、災害時の住民生活の維持の重要性（住民ニーズ）から判断する。
- ・公共施設は、避難所等の防災拠点としての業務に使用する以外には、利用を休止する。
- ・イベント、会議等は、原則として中止・延期する。
- ・優先度の高い通常業務は、災害対策業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

### ①事業所復興支援業務の実施

発災後、しばらくの間は、必要資源を事業所復興優先業務に優先的に割り当てるため、それ以外の通常業務は積極的に休止するか、事業所復興支援業務の継続の支障にならない範囲で業務を実施する。

### ②事業所復興支援業務の優先順位と業務遂行の目標時間

緊急時においても、当会と担当課である北茨城市商工観光課が共同で優先的に復旧させる業務と目標時間を次のように定める。

順位	優先的に復旧させる業務	業務遂行の目標時間
第1	安否確認業務	・管理職：発災後1時間以内に携帯電話 ・職員：3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認
第2	緊急相談窓口の設置・相談業務	・商工会館の安全確認がとれ次第、3日以内に緊急相談窓口を設置・業務開始する。 ・各事務所が使用不能となった場合に備え、臨時窓口の候補場所については予め当会及び市商工観光課と協議して定めておく。 ・窓口名称・運営方法等について市や県連合会から特別の指示があった場合はこれに従う。 ・事業者の現状を市、県連合会及び近隣商工会等に報告し、必要な支援策は要望する。
第3	巡回による被害調査・経営課題の把握業務	・5日以内に市内事業所を中心に訪問し、被害の実態と経営課題等を把握する。
第4	生保・損保の事故受付・報告（当会）	・緊急相談窓口設置と同時に、総合補償・火災共済・自動車共済等の事故受付・調査・報告等の業務を開始する。
第5	営業している小売店舗等の情報収集・発信業務（市商工観光課）	・ガソリン、灯油、食料品、飲料など市民生活に関わりの深い小規模小売店舗の営業情報の発信について、3日以内にホームページ・SNS上で開始する。
第6	金融あっ旋・認定手続き業務	・公庫普通貸付及び県制度融資の申し込みについては各金融機関と当会とで調整し1週間以内にあっせん手続きに入る。 ・自治金融制度の審査については市商工観光課を中心に1週間以内にあっせん手続きに入る。
第7	復興支援施策を活用するための支援業務	・関係機関が復興施策を開始後、直ちに両者が施策普及を図るとともに申請手続き等の支援を開始する。

### **(7) 小規模事業者等へのBCP推進**

小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。

特にハザードマップで被害が想定されているエリアにある中小小規模事業所に対してはBCPに関する広報や普及を強化し各種支援を行う。

#### **①BCP策定支援研修（職員）**

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

#### **②BCP策定セミナー（小規模事業者等）**

自社のリスク診断のほか、中小企業診断士等の専門家講師により、独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型のBCP策定のセミナーを実施する。

#### **③個別支援（小規模事業者）**

セミナー参加者に対するセミナー終了後のBCP策定のアドバイス補足支援やセミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスク診断の結果を踏まえたリスクを軽減するための対策を提案する。

#### **④会員事業所等のリスク説明**

・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について、全国商工会連合会が作成するチェックシート等を用いながら説明する。

・会報やホームページ、SNS等を通じて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

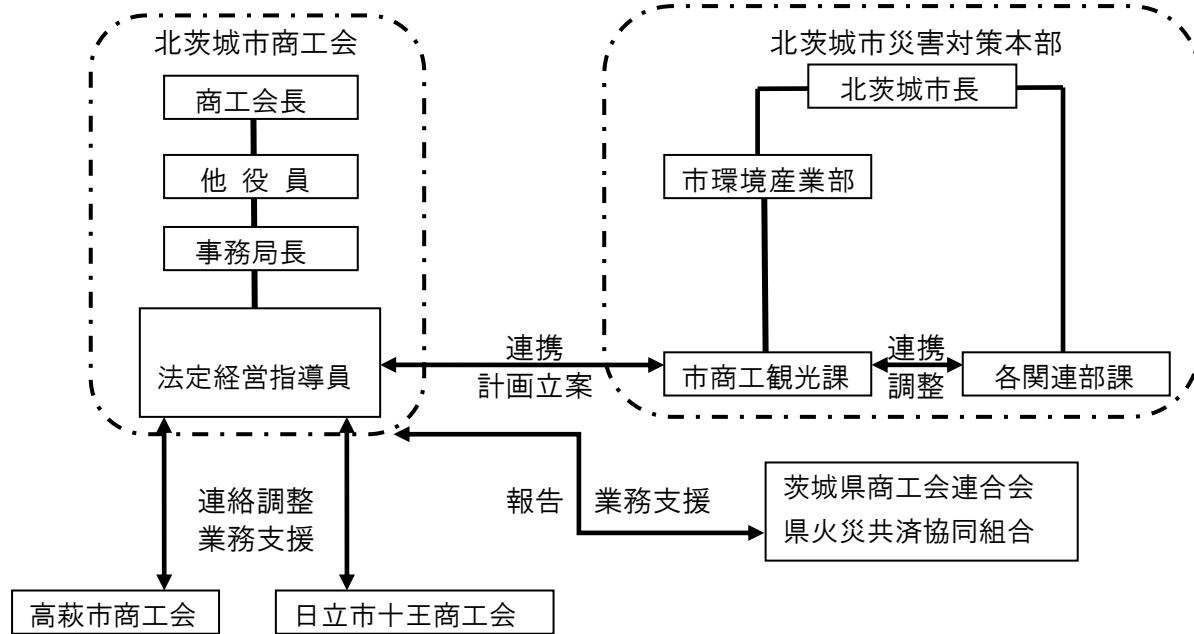
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年6月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



商工会長	1名	※商工業者数	1,705
他役員	25名	※小規模事業者数	1,234
事務局長	1名	会員数	956
経営指導員	3名		
その他職員	9名		

(令和3年6月時点)

※は平成26年経済センサス基礎調査に基づく

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

- ・ 法定経営指導員：藤島 匠
- 茨城県北茨城市磯原町本町1-3-9
- TEL: 0293-42-2511 / FAX: 0293-42-0503
- E-mail: kitasho@atlas.plala.or.jp

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

北茨城市商工会の法定経営指導員を中心として「、本計画の具体的な取り組みや実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業所BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、月末に進捗状況を共有する。

また、関係機関との連絡調整を強化すべく担当法定経営指導員等を中心に日頃よりコンタクトをとり、体制づくりの確認を行う。

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

北茨城市商工会（事業主体）

〒319-1542 茨城県北茨城市磯原町本町 1-3-9

TEL:0293-42-2511 / FAX:0293-42-0503

E-mail: kitasho@atlas.plala.or.jp

②関係市町村

北茨城市商工観光課商工労政係（計画立案・連携）

〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原 1630

TEL:0293-43-1111（内線362） / FAX:0293-43-3030

E-mail:kankou@city.kitaibaraki.lg.jp

## (別表3)

## 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	500	600	600	600	600
1. BCP 策定個別支援 専門家謝金 専門家旅費	200	300	300	300	300
2. BCP 策定セミナー 開催費 講師謝金 講師旅費	200	200	200	200	200
3. BCP 啓発・広報 ポスターチラシ 印刷	100	100	100	100	100
4. 運営費 会議費・設置費	0	0	0	0	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、国補助金、茨城県補助金、北茨城市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して実施する者の役割
連携体制図等